

船舶の安全確保等に関する行政評価・監視
一人の運送をする船舶を中心として—
＜調査結果の公表＞

参考資料

平成 26 年 10 月 31 日
中国四国管区行政評価局

目 次

資料 1	中国運輸局管内における旅客航路事業の状況	1
資料 2	海難の発生状況	2
資料 3	船舶安全法等旅客船等事業者における安全確保対策 関係規定等	4
資料 4	高齢者、障害者等の移動等円滑化関係規定等	9
資料 5	関係機関における海難の把握方法等(フロー図)	11
資料 6	運輸安全マネジメント制度の概要	12

資料 1

中国運輸局管内における旅客航路事業の状況

(単位：事業者、航路)

事業区分	事業者数	航路数
一般旅客定期航路	75	100 (11)
特定旅客定期航路	5 (1)	4
旅客不定期航路	68 (23)	127
計	124 (24)	231 (11)

- (注) 1 平成 25 年度版運輸要覧 (中国運輸局) に基づき、当局が作成した。
2 事業者数欄の () は、一般旅客定期航路事業との兼業で内数。
3 航路数欄の () は、休止・開業準備中のもので内数。

資料2

海難の発生状況

表1 第六管区海上保安本部管内の要救助海難船舶発生状況

(単位：件、%)

区分	年	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	：計
貨物船		55 (13.8)	34 (10.0)	39 (11.7)	37 (11.5)	43 (12.3)	24 (8.9)	30 (9.6)	15 (5.3)	31 (10.3)	26 (9.2)	334 (10.5)
タンカー		16 (4.0)	9 (2.6)	9 (2.7)	16 (5.0)	8 (2.3)	12 (4.4)	8 (2.5)	9 (3.2)	9 (3.0)	6 (2.1)	102 (3.2)
旅客船		15 (3.8)	11 (3.2)	11 (3.3)	6 (1.9)	4 (1.1)	9 (3.3)	6 (1.9)	8 (2.8)	6 (2.0)	9 (3.2)	85 (2.7)
漁船		100 (25.0)	81 (23.8)	84 (25.2)	67 (20.9)	82 (23.4)	55 (20.4)	83 (26.4)	68 (24.2)	55 (18.2)	64 (22.6)	739 (23.1)
遊漁船		2 (0.5)	7 (2.1)	7 (2.1)	5 (1.6)	6 (1.7)	5 (1.9)	10 (3.2)	3 (1.1)	9 (3.0)	8 (2.8)	62 (1.9)
プレジャーボート		179 (44.8)	171 (50.1)	149 (44.7)	167 (52.0)	179 (51.1)	150 (55.6)	158 (50.3)	157 (55.9)	177 (58.6)	160 (56.5)	1,647 (51.5)
その他		33 (8.3)	28 (8.2)	34 (10.2)	23 (7.2)	28 (8.0)	15 (5.6)	19 (6.1)	21 (7.5)	15 (5.0)	10 (3.5)	226 (7.1)
計		400 (100)	341 (100)	333 (100)	321 (100)	350 (100)	270 (100)	314 (100)	281 (100)	302 (100)	283 (100)	3,195 (100)
年平均の発生件数		平成16年から20年：349					平成21年から25年：290					319.5

(注)第六管区海上保安本部提出資料に基づき、当局が作成した。

表2 第六管区海上保安本部管内の要救助海難船舶種類別・事故種類別による事故発生状況(平成16年～25年)

(単位：件)

区分	年	貨物船	タンカー	旅客船	漁船	遊漁船	プレジャーボート	その他	計
衝突		57	20	23	196	13	206	33	548
乗揚げ		158	51	21	95	15	278	57	675
転覆		1	0	0	26	0	55	21	103
浸水		12	3	4	47	1	68	31	166
推進器障害		4	4	4	38	3	144	9	206
舵障害		6	3	2	7	2	14	3	37
機関故障		69	15	12	56	15	438	15	620
火災		7	3	8	92	1	24	13	148
爆発		5	1	0	2	0	2	3	13
行方不明		0	0	0	0	0	1	0	1
運航阻害		1	0	8	113	10	309	25	466
安全阻害		12	1	2	7	1	44	15	82
その他		2	1	1	60	1	64	1	130
計		334	102	85	739	62	1,647	226	3,195

(注)第六管区海上保安本部提出資料に基づき、当局が作成した。

表 3 第六管区海上保安本部内の船舶海難による死者、行方不明者数

(単位:人)

区分 \ 年	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	計
死者、行方不明者数	40	14	5	11	8	2	5	5	6	10	106

(注)海上保安統計年報(平成16年版～25年版)に基づき、当局が作成した。

表 4 中国運輸局管内の旅客船事故発生状況

(単位:件)

区分 \ 年	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年度	23年度	24年度	25年度	:計
衝突・接触	船舶	1	0	1	3	1	1	2	4	1	15
	その他	4	4	5	0	2	3	3	2	6	30
乗揚げ	4	1	1	1	1	1	0	3	1	5	18
機関故障	1	1	10	2	5	4	1	2	7	4	37
火災	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	4
浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
推進器障害	0	0	0	1	0	0	0	2	1	2	6
舵故障	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	4
車両事故	0	0	0	1	1	0	0	2	3	0	7
その他	0	5	7	9	2	6	2	1	5	0	37
計	10	12	25	17	12	17	6	16	25	18	158
年平均の発生件数	平成16年から20年 : 15.2					平成21年から25年度 : 16.4					15.8

(注)中国運輸局提出資料等に基づき、当局が作成した。

図表 1 船舶における救命設備及び消防設備の整備に関する規定

○ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）（抜粋）

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 船体
- 二 機関
- 三 帆装
- 四 排水設備
- 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備
- 六 救命及消防ノ設備
- 七 居住設備
- 八 衛生設備
- 九 航海用具
- 十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
- 十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備
- 十二 電気設備
- 十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

2 (略)

○ 船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）（抜粋）

（救命胴衣）

第六十条 第二種船には、最大搭載人員と同数の救命胴衣を備え付けなければならない。ただし、平水区域を航行区域とする第二種船であつて最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環を備え付けているもの（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。）には、最大搭載人員の十パーセントに対する救命胴衣を備え付ければよい。

2～4 (略)

（救命胴衣）

第九十三条 (略) 第六十条第一項ただし書若しくは第四項の規定により備え付ける救命胴衣は、乗船者の目につきやすい場所又は招集場所（中略）に、容易かつ迅速に取り出すことができるように分散して積み付けなければならない。

2 前項の救命胴衣以外の救命胴衣は、容易かつ迅速に取り出すことができるように旅客室、船員室その他適当な場所に積み付けなければならない。

3 一の船舶に備え付ける救命胴衣は、二種類をこえてはならない。

4 旅客室には、救命胴衣の着用法の説明書を掲げなければならない。

（救命設備の迅速な利用）

第九十六条の三 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用することができるようにしておかなければならない。

2、3 (略)

（救命設備の表示）

第九十七条 救命設備には、当該救命設備の取扱いに関する注意事項を表示しなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる救命設備には、前項の注意事項のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を表示しなければならない。

救命設備の種類	表示する事項
(略)	
救命胴衣	一 搭載する船舶の船名及び船舶所有者名 二 着用できる者の身長又は体重の範囲
(略)	

3～10 (略)

11 小児用の救命胴衣には、第二項に掲げる表示のほか、小児用である旨を表示しなければならない。

12 略

(救命設備の積付場所)

第九十八条 救命設備を積み付けた場所には、その旨及び当該設備の数を明瞭に標示しなければならない。

2 (略)

○ 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）（抜粋）

(居住区域等における消防設備)

第四十八条 (略)

2、3 (略)

4 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン未満の第二種船（係留船を除く。）には、居住区域及び業務区域のいずれの部分への距離も十五メートル以内となるように持運び式の液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）を備え付けなければならない。かつ、その数は、甲板ごとに二個以上でなければならない。この場合において、塗料庫には、出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

5、6 (略)

(消防設備の迅速な利用)

第七十二条 この章の規定により 備え付ける消防設備は、いかなる時にも良好な状態に保ち、かつ、直ちに使用することができるようにしておかなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

図表2 定期的な船舶に係る検査の受検に関する規定

○ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）（抜粋）

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 船体
- 二 機関
- 三 帆装
- 四 排水設備
- 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備
- 六 救命及消防ノ設備
- 七 居住設備
- 八 衛生設備
- 九 航海用具
- 十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
- 十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備

十二 電気設備

十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

2 (略)

第五条 船舶所有者ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線、前条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等 ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ區別ニ依ル検査ヲ受クベシ

一 初メテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ第十条ニ規定スル有効期間満了シタルトキ行フ精密ナル検査 (定期検査)

二 定期検査ト定期検査トノ中間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル時期ニ行フ簡易ナル検査 (中間検査)

三～五 略

2 (略)

第七条 第五条又ハ第六条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル検査ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

2、3 (略)

第七条ノ二 小型船舶ニ係ル本章ニ定ムル検査 (特別検査及再検査ヲ除ク) ニ関スル事務 (国土交通省令ヲ以テ定ムル小型船舶ニ係ルモノヲ除ク以下小型船舶検査事務ト称ス) ハ次章ノ規定ニ依リ小型船舶検査機構ガ設立セラレタルトキハ小型船舶検査機構ニ之ヲ行ハシム此ノ場合ニ於テ次条、第九条、第十条ノ二及第十一条中管海官庁トアルハ小型船舶検査機構トス

2 (略)

○ 船舶安全法施行規則 (昭和 38 年運輸省令第 41 号) (抜粋)

船舶安全法 (昭和八年法律第十一号) の規定に基づき、及び同法を実施するため、船舶安全法施行規則を次のように定める。

(定期検査)

第十七条 定期検査は、船舶検査証書の有効期間の満了前に受けることができる。

(中間検査)

第十八条 中間検査の種類は、第一種中間検査 (次の各号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。)、第二種中間検査 (第二号及び第四号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。) 及び第三種中間検査 (第一号及び第三号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。) とする。

一 法第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項について行う船体を上架すること又は管海官庁がこれと同等と認める準備を必要とする検査

二 法第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項について行う船体を上架すること又は管海官庁がこれと同等と認める準備を必要としない検査

三 法第二条第一項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項について行う検査

四 法第二条第一項第六号、第九号及び第十号に掲げる事項、満載喫水線並びに無線電信等について行う検査

2 法第十条第一項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第四十六条の二第二項又は第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期 (第三種中間検査の時期を除く。) を除く。

区分	種類	時期
一 国際航海に従事する旅客船 (総トン数五トン未満のもの並びに原子力船及び高速船を除く。)	第一種中間検査	検査基準日の三月前から検査基準日までの間
(中略)		
三 旅客船 (総トン数五トン未満のものを除く。)、 (略)	第一種中間検査	検査基準日の前後三月以内
(中略)		
備考		

一 略

二 この表において「検査基準日」とは、船舶検査証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。

3～7 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表3 船舶検査の方法

○ 検査の方法について（平成9年6月16日付け海検第40号海上技術安全局首席船舶検査官）（抜粋）

B編 一般の船舶及びこれを備える物件に係る検査

第1章 第一回定期検査等

1. 8 救命設備

1. 8. 10 その他の救命設備

備え付け数量、表示、積付け方法 及び旅客室に救命胴衣の着用方法の説明書を掲げていることを確認する（救命設備規則第3章及4章を参照）

1. 9 消防設備

1. 9. 18 その他の消防設備（消防設備規則第3章参照）

備付数量及び備付方法を確認する。

第2章 定期的検査等

2. 7 救命設備

2. 7. 10 次の救命設備については、現状、数量及び備付け方法を確認する 他、それぞれの項目掲げる特記事項について確認する。

－ 1 (略)

－ 2 救命胴衣

2. 8 消防設備

2. 8. 14 その他の消防装置

次の点に留意しつつ、備付数量及び備付方法を確認する。

－ 1 消火器及び持運び式あわ放射器の消火剤（粉末消火器の予備の消火剤を除く。）

S編 検査の特例

第2章 検査の特例

2. 14 機関備品、係船用索及びその他の索、救命設備、消防設備、航海用具等の現状及び数量に関する定期検査（第1回定期検査を除く。）又は中間検査（第3種中間検査を除く。）の方法

設備	検査の方法の特例
① 機関備品	(略)
② 係船用索及びその他の索	(略)
③ 救命設備、消防設備、航海用具等	(イ) (略)
	(ロ) 取りはずすことなく検査できるもの <u>装備された状態で現状、数量及び配置の検査を行うことを原則とし、受検者においてあらかじめチェックリストのあるものについては、適当な抜取り検査として差し支えない。</u> （有効期限のあるものは記入させる。）
	(ハ) (略)

附属書G 経年劣化する設備の検査の方法

1. この附属書は、次の経年劣化する設備に適用する
 - － 2 (前略) 持運び式あわ放射器及び消火器の消火剤 (粉末消火器の予備の消火剤を除く。)
2. 経年劣化する設備の検査については次によること。
 2. 1 表示された有効期限が切れていないこと及び明らかな劣化がないことを確認する。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1 高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する規定（移動等円滑化法）

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（抜粋）
（公共交通事業者等の基準適合義務等）
- 第 8 条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 (略)
- 附則**
（施行期日）
- 第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）
- 第 2 条 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（平成 18 年政令第 378 号）
- 内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）附則第 1 条の規定に基づき、この政令を制定する。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日は、平成 18 年 12 月 20 日とする。

図表 2 高齢者、障害者等の移動等円滑化のための構造及び設備に関する基準（移動等円滑化基準）

- 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）（抜粋）
（定義）
- 第 1 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 視覚障害者誘導用ブロック 線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。
- 二 線状ブロック 床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲

の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

三 点状ブロック 床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

四 車いすスペース 車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。

八 旅客船ターミナル 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十四 船舶 海上運送法による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。

2 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

附則

（施行期日）

第 1 条 この省令は、法の施行の日（平成 18 年 12 月 20 日）から施行する。

（移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準の廃止）

第 2 条 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成 12 年運輸省・建設省令第 10 号）は、廃止する。

図表 3 移動等円滑化実績等報告書に関する規定（移動等円滑化法施行規則）

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）（抜粋）

（移動等円滑化実績等報告書）

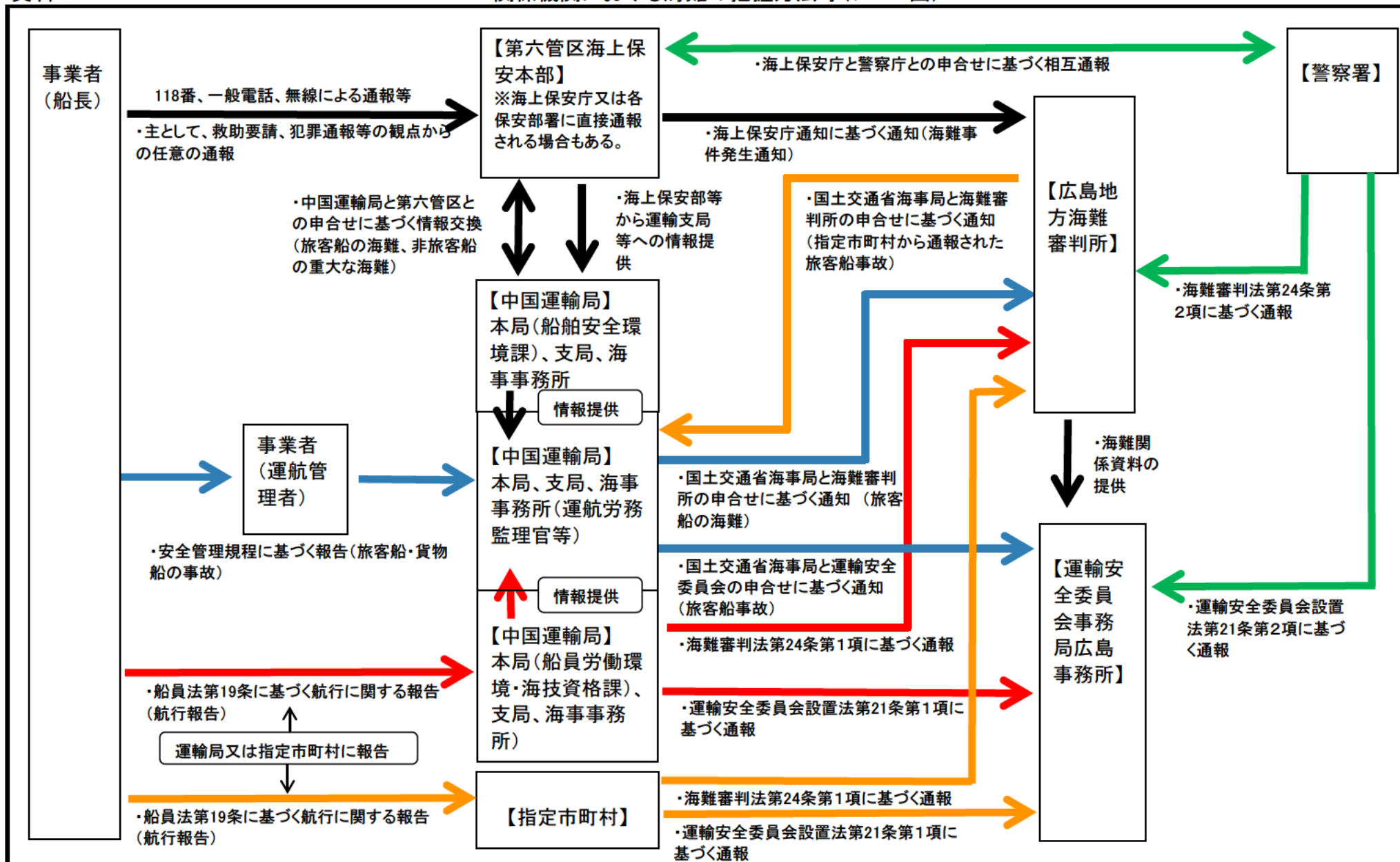
第 23 条 公共交通事業者等は、毎年 5 月 31 日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地方支分部局の長に、同表の下欄に掲げる様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。

七 法第 2 条第 4 号ホ（当局注 1）に掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	第 14 号様式
八 法第 2 条第 4 号ホに掲げる者のうち同条第 5 号ニに掲げる施設（当局注 2）を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	第 14 号様式及び第 15 号様式
十一 法第 2 条第 4 号ト（当局注 3）に掲げる者のうち同条第 5 号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	第 15 号様式

（当局注 1）一般旅客定期航路事業を営む者。

（当局注 2）海上運送法による輸送施設（事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（船舶を除く。））

（当局注 3）公共交通事業者以外の者で、海上運送法による輸送施設を設置又は管理する者。



(注) 当局の調査結果による。

図表 1 安全管理規程の作成及び国土交通大臣への届出に関する規定

○ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）（抜粋）

（輸送の安全性の向上）

第十条の二 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

（安全管理規程等）

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 運航管理者（一般旅客定期航路事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 （略）

○ 海上運送法施行規則（昭和 24 年法律第 187 号）（抜粋）

（安全管理規程の内容）

第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めへの遵守に関する事項

ハ 取組に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ 勤務体制に関する事項

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

ホ 運航管理者の権限及び責務に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4) 航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

(5) 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

(6) 旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

(8) 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項

ハ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ニ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 運航管理者の選任及び解任に関する事項

(安全統括管理者の要件)

第七条の二の二 一般旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 一般旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第七条の二の三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業に使用する旅客船のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客船に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業と同等以上の規模の旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 一般旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(安全管理規程の設定又は変更の届出)

第七条の三 法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）

届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
- 三 運航開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）
- 四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

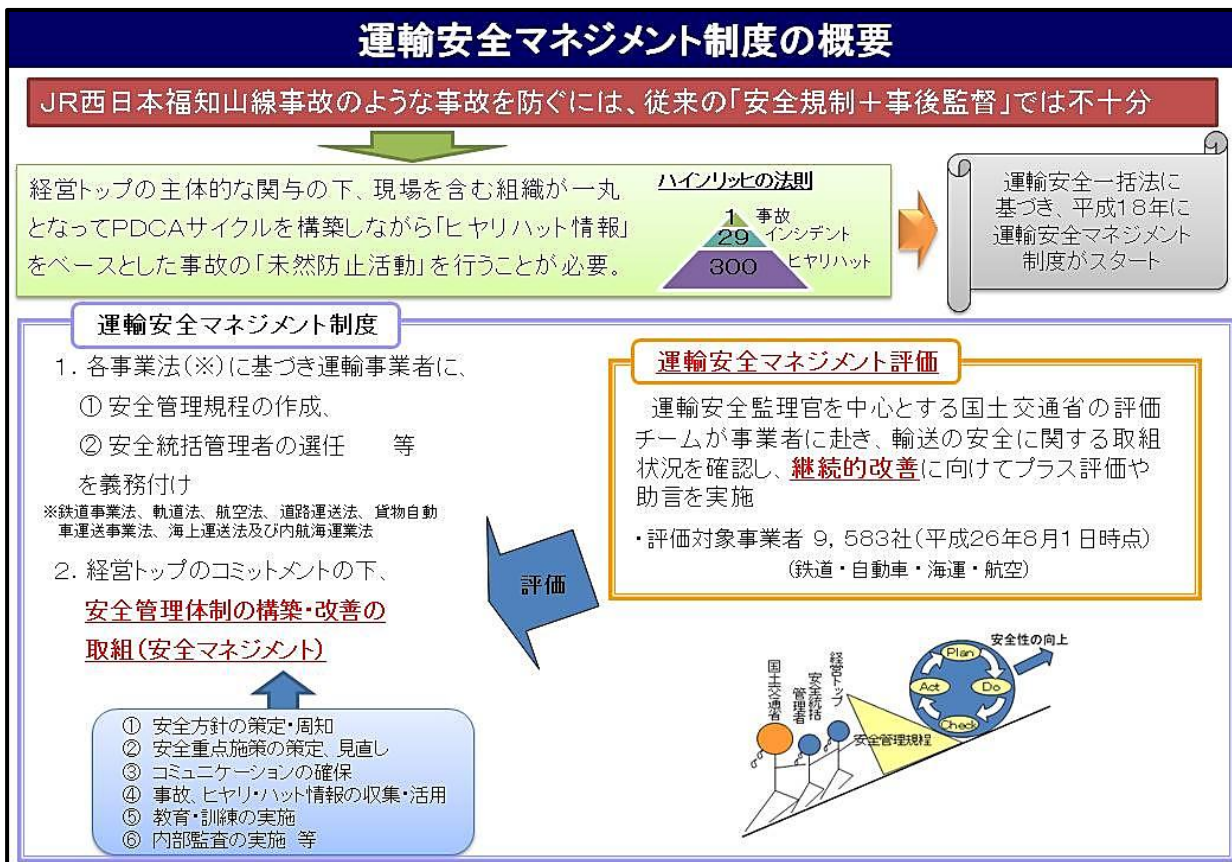
第七条の四 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任し、又は解任した年月日
- 四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2 運輸安全マネジメント制度の概要



(注) 国土交通省HPから抜粋した。

図表 3

安全管理体制の構築・改善の意義と目的等

○ 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～（平成 22 年 3 月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）（抜粋）

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すものであり、事業者においては、必要に応じて、本ガイドラインを参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進めることが期待される。

なお、「事業者自らが自主的かつ積極的な輸送の安全の取組を推進し、輸送の安全性を向上させる」という運輸安全マネジメント制度の趣旨に鑑み、事業者が本ガイドラインに示す取組以外の進め方で輸送の安全の取組を行うことを否定するものではない。

2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的

事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要であり、以下の事項を明示し、これらをベースとし、安全管理体制の構築・改善を図ることが必要である。

- ① 安全方針の策定とその周知徹底
 - ② 安全方針に沿った安全重点施策の策定とその推進
 - ③ 社内の横断的・縦断的な輸送の安全の確保に係るコミュニケーションの確保
 - ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
 - ⑤ 安全管理体制に係る内部監査の実施
 - ⑥ 安全管理体制全般のマネジメントレビュー
 - ⑦ 上記の輸送の安全に関する一連の取組を適時、適切に推進するための、PDCAサイクル（計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル（Plan Do Check Act））の仕組みの導入とその有効活用
- 安全管理体制は一旦構築したら終わりではなく、継続的にそのレベルアップを図ることが大切である。このためには、安全管理体制にPDCAサイクルを組み込むことが重要で、これにより継続的な見直し・改善の取組が進み、その結果として、事業者内部に安全文化が醸成され、事業者内部の全要員に関係法令等の遵守と安全最優先の原則が徹底されることにつながる。したがって、安全管理体制の構築にあたっては、PDCAサイクルが機能するよう十分な配慮が求められる。（中略）

本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことにより、次に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。

- (1) 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善
- (2) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の事業者内部の全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け
- (3) 事業者内部における安全文化の構築・定着

3、4 （略）

5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組

- (1) 経営トップの責務 略
- (2) 安全方針 略
- (3) 安全重点施策 略
- (4) 安全統括管理者の責務 略
- (5) 要員の責任・権限 略
- (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保 略
- (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用 略
- (8) 重大な事故等への対応 略
- (9) 関係法令等の遵守の確保

事業者は、次に掲げるような輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する。安全統括管理者等は、各部門や各要員におけるそれらの遵守状況を定期的に確認する。

- ① 輸送に従事する要員の確保

- ② 輸送施設の確保及び作業環境の整備
 - ③ 安全な輸送サービスの実施及びその監視
 - ④ 事故等への対応
 - ⑤ 事故等の是正措置及び予防措置
- (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
 - ① 本ガイドラインの内容（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制におけるPDCAサイクルの概念等を含む。）
 - ② 安全管理規程の記載内容
 - ③ 関係法令等
 - 2) 1) の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。
 - 3) 事業者は、従業員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
 - 4) 事業者は、「事故」体験を共有する取組を行う。
- (11) 内部監査
- 1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じ現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じ、社外の人材を活用し、内部監査を実施することができる。
 - ① 安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程、その他事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。
 - ② 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。
 - 2) 内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。
 - ① 事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。
 - ② 事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ及び安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施する。
 - ③ 事業者は、内部監査の実施にあたっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。
 - ④ 事業者は、内部監査を効果的に実施するため、内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）には、内部監査の方法等について、必要な教育・訓練を実施する。
 - ⑤ 内部監査要員は、監査終了後、速やかに監査結果を取りまとめ、経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに、被監査部門関係者に監査結果を説明・伝達する。
 - ⑥ 被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた問題点の原因を遅滞なく除去するために、必要な是正措置・予防措置を実施する。
 - ⑦ 事業者は、取られた措置内容の検証を行い、検証内容をマネジメントレビューで報告する。
 - 3) 内部監査の実施にあたっては、必要に応じ、経営トップ等がその重要性を事業者内部へ周知徹底する等の支援を行う。
 - 4) 事業者は、安全管理体制の構築・改善のために有効な内部監査の取組を推進するため、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。

- (12) マネジメントレビューと継続的改善 略
- (13) 文書の作成及び管理 略
- (14) 記録の作成及び維持 略

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 4 内部監査の目的等

○ 安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために（平成 25 年 3 月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）（抜粋）

2. 安全管理体制に係る内部監査とは

(1) 内部監査の目的

安全管理体制に係る内部監査（以下「内部監査」という。）の目的は、安全管理体制の構築・改善における取組の適合性及び安全管理体制の有効性の確認を行うことにより、安全管理体制上の課題や問題点を見出すことです。

① 取組の適合性

安全管理体制の取組の適合性についての内部監査とは、経営トップ自らの構想及び安全統括管理者等への指示等により確立された安全管理体制が、安全管理の規程・手順どおり実施されているか否かを確認することです。規程・手順には、安全管理規程、関係法令及び社内規程等がありますが、例えば、整備や点呼が関係法令どおり実施されているか（関係法令への適合性）、社内規程で定めた月 1 回の安全教育が実施されているか（自社規程への適合性）を内部監査で確認します。輸送の安全を確保する上で、定められた規程・手順を遵守することは重要なことであり、内部監査において、規程・手順への適合は優先的に確認する内容です。

② 安全管理体制の有効性

安全管理体制の有効性についての内部監査とは、安全管理体制が様々な状況の変化に対応しつつ実施されているか、安全目標等において計画した成果が得られているか、計画した成果を得るため P D C A サイクルに基づいた取組が実施されているか等を確認することです。例えば、路線の拡大が行われた場合、路線の拡大という変化点に対し、輸送の安全を確保するための安全重点施策等の検討状況、安全目標の達成状況、安全目標を達成するための取組が P D C A サイクルを考慮し実施されているか等を内部監査で確認します。

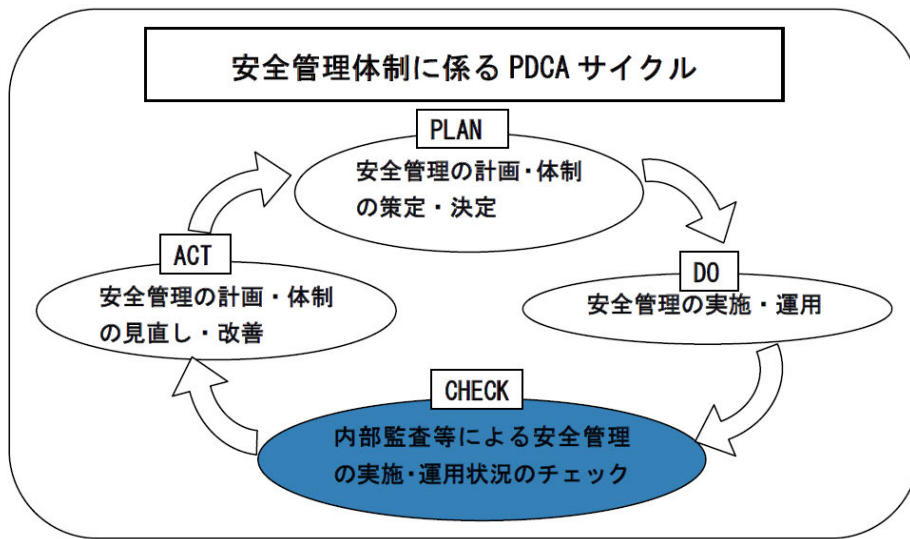
なお、安全管理体制の有効性の確認をする場合、例えば、安全目標については、単に、安全目標の達成状況だけでなく、そのような結果に至った背景、安全重点施策の実施状況・効果なども考慮することが重要です。

(2) 内部監査の対象（略）

(3) 監査の種類と内部監査の位置づけ

(略) 内部監査は、以下に示す「安全管理体制に係る P D C A サイクル」の CHECK 部分の取組の 1 つに該当し、内部監査要員が自社の運輸事業における安全管理に関する業務を調査、確認することにより、事業者の安全管理体制上の課題や問題点等を明らかにするものです。

事業者においては、内部監査の結果などをもとに、会社全体の安全管理体制の有効性、すなわち、経営トップ主導のもと、以下に示す「安全管理体制に係る P D C A サイクル」のように、会社全体の安全管理体制の仕組みが構築され、それら仕組みが適時・適切に運用されているか否かについて、評価・検証し、継続的改善が実施されることとなります。



(以下略)

(注) 下線は当局が付した。